

令和8年度

保育所・認定こども園入所のしおり

「保育施設・事業利用の案内」



【一斉受付期間】 令和7年11月4日（火）～11月21日（金）

- 受付場所 幼児教育・保育推進課、市役所各支所総務課、各市立保育所・認定こども園
- 受付時間 市役所 午前9時00分～午後4時30分（土・日・祝日除く）
保育所・認定こども園 各開園時間内

※ 一斉受付期間を過ぎた場合、利用定員に空きがあれば、利用開始希望月の前月の10日（閉庁日の場合は翌開庁日）までにお申し込みいただけます。まずは幼児教育・保育推進課にご相談ください。

令和7年10月
南丹市教育委員会こども家庭センター
幼児教育・保育推進課
〒622-8651 南丹市園部町小桜町47番地（中央庁舎2階）
TEL 0771-68-0017/FAX 0771-68-1166

目 次

はじめに.....	3
1. 認定について.....	4
2. 利用申し込みに必要な提出書類について.....	7
3. 利用調整について.....	9
4. 保育施設の開設について.....	10
5. 保育料について.....	11
6. 病児保育について.....	12
7. 保育所を利用していない子どもを対象にした事業（一時保育）.....	12
8. 他市町村の施設利用を希望される場合（広域入所）.....	13
9. 市立認定こども園の1号認定利用について.....	13
10. 就学前教育・保育施設の再編について.....	13
11. 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについて.....	14
■Q&A.....	19

（資料）

■ 南丹市保育所保育料等徴収金基準額表.....	22
■ 南丹市保育所〈ひとり親世帯・障がい児（者）のいる世帯〉 保育料徴収金基準額表.....	23

■ 南丹市立保育所等一覧

	施設名	所在地 (電話番号)	予定定員数 (人) ※施設全体	受入対象児の年齢 (予定)	土曜保育の 有無
園部町内	園部保育所	園部町木崎町下ヲサ 46番地 (0771-62-0427)	110	1歳児～5歳児	城南保育所で 合同実施
	城南保育所	園部町城南町中井 50番地 (0771-62-1400)	100	0歳児(満6か月～) ～5歳児	
八木町内	八木中央保育所 (八木中央幼児学園 長時部)	八木町西田河原條 42番地 (0771-42-5189)	110	1歳児～5歳児	八木東保育所 で合同実施
	八木東保育所 (八木東幼児学園)	八木町北屋賀焼石 8番地3 (0771-42-4377)	60	0歳児(満6か月～) ～5歳児	
日吉町内	ひよしこども園	日吉町保野田垣ノ内 11番地 (0771-72-0212)	70	0歳児(満6か月～) ～5歳児	ひよし こども園 で合同実施
	胡麻保育所	日吉町胡麻中野辺谷 73番地 (0771-74-0052)	60	1歳児～5歳児	
美山町内	みやまこども園	美山町島島台 53番地 (0771-75-0133)	90	0歳児(満1歳～) ～5歳児	みやま こども園 で合同実施
	みやまこども園 知井分園	美山町中勘定 7番地	10	1歳児～2歳児	

■ 南丹市内民間幼保連携型認定こども園

	施設名 ／事業者名	所在地 (電話番号)	予定定員数 (人) ※施設全体	受入対象児の年齢 (予定)	土曜保育の 有無
園部町内	南丹のぞみ園 ／社会福祉法人京都ルーテル会	園部町小山東町平成台 1号21番地 (0771-68-2255)	162	0歳児(満6か月～) ～5歳児	有

※南丹のぞみ園の利用開始日は月の初日からになります。

はじめに

保育所は、保護者の就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設で、すべてのこどもが無条件に利用できる施設ではありません。南丹市内には、5か所の市立保育所、2か所の市立認定こども園（分園含む）、私立の認定こども園 1 園があります。認定こども園の保育所利用も市立保育所と同じ扱いです。

※※※ このページには、保育所利用について、特に大切な情報を掲載しています。※※※

（１）保育所を利用するには

申し込みができるのは、南丹市に居住（住民登録など）しているこども（転入予定を含む）です。このしおりをよく読み、申請書及び必要書類を揃えて下記のとおりご提出ください。

市外に居住しているこどもで南丹市内の保育所を利用したい場合は、お住まいの自治体にお問い合わせください。自治体間での協議を行い、利用を調整します。

（２）利用の申し込み締切と流れについて

令和8年度中（令和8年4月1日～令和9年3月31日の間）の利用を希望される方（**年度途中から利用希望の方を含む**）は、一斉受付期間内に申し込みをしてください。

一斉受付期間を過ぎた場合は、利用定員に空きがあればお申し込みいただけますので、幼児教育・保育推進課までご連絡ください。

① 申請

【一斉受付期間】**令和7年11月4日（火）～11月21日（金）**

■ 受付場所 幼児教育・保育推進課、市役所各支所総務課、各市立保育所・認定こども園

■ 受付時間 市役所 午前9時00分から午後4時30分まで（土・日・祝日除く）

保育所・認定こども園 各開園時間内

【上記期間以降】利用開始希望月の前月の10日（閉庁日の場合は翌開庁日）まで



② 認定の審査と利用施設の調整

- ・「家庭において必要な保育を受けることが困難である状態」の審査と認定を行います。
- ・認定を受けたこどもは、希望にしたがって利用する施設を調整します。希望者が受入可能人数を超える場合は、各世帯の状況により市にて利用調整を行い（面接をする場合もあります）、利用者を選考します。その結果、希望した保育施設を利用できないこともあります。



③ 結果の通知

- ・利用の承諾もしくは保留を通知します。
 - ※ 一斉受付期間内に受け付けた申し込み分は、令和8年1月末頃に通知する予定です。
 - ※ 保育料は、入所後に世帯の所得に基づき決定されます。
幼児教育・保育の無償化により3～5歳児の保育料は0円です。（副食費は必要です。）
 - ※ 利用開始までに指定の金融機関、市役所会計課・各支所総務課で口座振替の手続きをお願いします。

1. 認定について

保育所を利用するには、「子ども・子育て支援新制度」において、保護者の就労等により保育を必要とする「認定（給付認定）」を受けることが必要です。

（１）認定区分

保護者が教育・保育のどちらを希望するのか、また、こどもの年齢によって3つの区分に認定されます。

■ 認定区分（南丹市の場合）

認定の種類	年齢	保育の必要性	法令	利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし	法19条1項	市立幼稚園、市立認定こども園（教育）、私立認定こども園（教育）
			法30条の4	私立幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	法19条1項	市立保育所、市立認定こども園（保育）、私立認定こども園（保育）
			法30条の4	市立幼稚園、私立幼稚園
3号認定	0～2歳	あり	法19条1項	市立保育所、市立認定こども園（保育）、私立認定こども園（保育）

※ 私立の幼稚園、認定こども園の1号認定を希望する場合は、園が窓口になりますので、詳しくは各園にお尋ねください。

■ 令和8年度 利用するこどもの年齢表

区分	生年月日
0歳児	令和8年度中に1歳になるこども・満6か月以上児
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

(2) 保育の必要性の認定・保育必要量の認定

保育認定を受けられるのは、保護者の方すべてが、保育必要性のいずれかの事由に該当し、子どもを家庭で保育することが困難な場合です。また、保護者の状況により、利用可能時間が「保育標準時間（1日最長11時間）」か「保育短時間（1日最長8時間）」のどちらかに決まります。

※ 利用可能時間を超える場合は、保育施設への申し込みにより延長保育が利用できます。

■ 保育所を利用できる事由・保育必要量の区分

保育の必要性の事由（※保育施設の利用可能期間）		保育必要量区分
就労	月48時間～119時間労働することを常態としている場合（下限基準例：1日4時間×週3日）	保育短時間
	月120時間以上労働することを常態としている場合（下限基準例：1日6時間×週5日）	保育標準時間
妊娠 出産	妊娠中及び出産後間がない場合 ※産前6週間前にあたる日から出産日より8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間	保育標準時間
疾病・負傷 障がい	保護者が病気や障がいのため保育が困難な場合	保育短時間 （原則）
同居親族の常時の 介護・看護	同居親族（長期間入院をしている親族を含む）の方を常時介護・看護している場合	介護等を必要とする 時間によって認定
災害復旧	震災、風水害、火災などの復旧にあたっている場合	保育標準時間
継続的な求職活動	仕事を探している場合 ※効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日までの期間	保育短時間
就学・職業訓練	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合 ※卒業予定日または修了予定日が属する月の末日までの期間	保育短時間
育児休業取得時の 継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用していることがいて、継続利用が必要である場合	保育短時間
虐待やDVのおそれ がある場合	虐待または配偶者からの暴力により、保育が困難な場合	保育標準時間
その他	前項に類して市長が認める場合	必要な時間

■ 開所時間

・市立保育所、認定こども園

月曜から金曜	午前 7 時 30 分 から 午後 7 時 00 分まで
土曜	午前 8 時 00 分 から 午後 1 時 30 分まで (みやまこども園のみ、午後 5 時 00 分まで)

※土曜保育の利用は原則就労理由に限ります。

・南丹のぞみ園

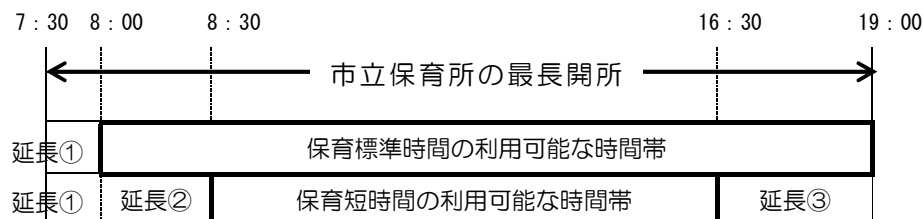
月曜から金曜	午前 7 時 00 分 から 午後 8 時 00 分まで
土曜	午前 7 時 00 分 から 午後 6 時 00 分まで

※土曜保育の利用は原則就労理由に限ります。

■ 利用時間（市立、私立とも共通）

保育標準時間	午前 8 時 00 分 から 午後 7 時 00 分まで（最長 11 時間）
保育短時間	午前 8 時 30 分 から 午後 4 時 30 分まで（最長 8 時間）
延長保育	開所時間の中で申請により利用ができます。

・市立保育所、認定こども園（平日利用）

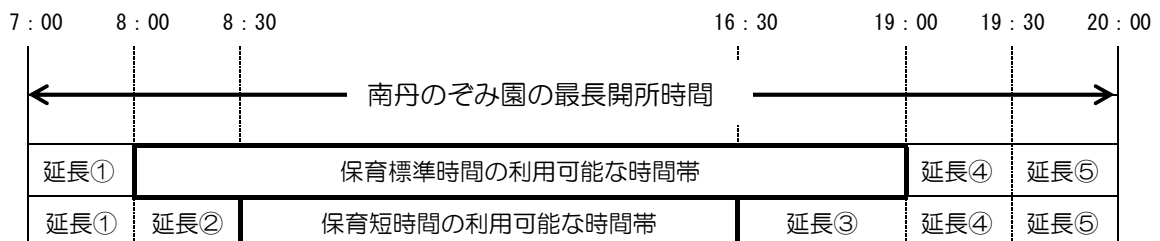


※ 延長保育の利用には申請が必要です。

※ 〔延長保育料〕延長①・③ 各 1 回 200 円

延長② 無料

・南丹のぞみ園（平日利用）



※ 延長保育の利用には申請が必要です。

※ 〔延長保育料〕延長①・③ 各 1 回 200 円

延長② 無料

延長④・⑤ 各 1 回 100 円（別途、補食代が必要です。）

※ 土曜保育の延長保育について、利用は 18 時までとなります。

2. 利用申し込みに必要な提出書類について

次の書類を提出してください。

書類は、各受付場所で配布しています。また、南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」(<http://nobinobi.nancla.jp/>)からもダウンロードできます。印刷してご利用ください。

◆ すべての方に必要な書類

① 給付認定申請書兼認定内容確認票	こども 1 人につき 1 部必要
② 保育所・認定こども園利用希望申込書	
③ お子さまの様子について	
④ 申込みチェックシート	
⑤ マイナンバー関係書類（個人番号提供書） ※ 説明が後の項目にあります。	申し込み世帯につき 1 部必要

◆ 保護者の状況ごとに必要な書類

※ すべての保護者分が必要です。

※ 同敷地内にお住まいの満 64 歳以下（利用開始時点）の祖父母の方もご提出ください。

保護者の状況	提出書類	
	市指定の様式	添付書類
会社等にお勤めの方 （常勤・パート・内職・自営専従者など）	就労証明書	・不規則な勤務の場合は、シフト表など ・派遣社員の場合は、派遣会社（派遣元）の証明
自営の方（自営業・農業・起業準備）	就労証明書	・開業届出書、営業許可書、確定申告書等（控え、写し）の自営が分かる客観的書類 ・開業予定の場合は、例えば店舗予定地の賃貸借契約書（写し）等
育児休業が終了し、仕事に復職する方	就労証明書	※復職後、翌月末までに「復職証明書」を提出してください。
育児休業中の方	就労証明書	
妊娠・出産 （産前 6 週間・産後 8 週間の期間）	保育必要性の申立書 （その他用）	母子健康手帳のコピー（表紙と分娩予定日記載のページ）

保護者が病気または心身に障がいがある場合	保育必要性の申立書 (疾病・負傷・障がい用)	・診断書（家庭保育が困難であることがわかるもの） ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のコピー（等級及び本人の氏名、生年月日、住所の記載のあるもの）
保護者が同居親族の方の介護・看病を常時している場合	保育必要性の申立書 (介護・看護用)	・介護を受けている方の診断書 (常時介護や看護が必要である旨の記載があるもの)
災害の復旧に当たっている場合	保育必要性の申立書 (就学・災害復旧用)	り災証明書
仕事を探している場合	求職活動状況申告書	求職中であることが分かるもの (ハローワークカード等)
保護者が大学や職業訓練学校、専門学校などに通学している場合	保育必要性の申立書 (就学・災害復旧用)	在学証明書及びカリキュラム
虐待やDVのおそれがある場合	保育必要性の申立書 (その他用)	児童相談所などからの証明
その他	保育必要性の申立書 (その他用)	個別に指示する書類、証明書

◆ こどもの状況ごとに必要な書類

これから産まれる場合	・母子健康手帳のコピー（表紙と分娩予定日記載のページ）
病気又は心身に障がいがある場合	・診断書 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のコピー（等級及び本人の氏名、生年月日、住所の記載のあるもの）

◆ マイナンバー関係の書類

- ※ マイナンバー制度の導入に伴い、保育施設利用の手続きにおいて、マイナンバーの提出が必要となりました。
- ※ 幼児教育・保育推進課での窓口申請の場合は、申請者本人による窓口での下記添付書類（原本可）の提示により、添付書類の貼り付けを省略することができます。
- ※ 幼児教育・保育推進課以外の窓口に出される場合は、**指定の封筒に入れ、封をした状態で提出してください。**

提出書類（市指定の様式）	添付書類
給付認定に係る個人番号提供書	・記載した全員分の個人番号のコピー ・申請した保護者の本人確認書類

◆ 保育料等の算定に必要な書類

- ※ すべての保護者分を合算して算定をします。なお、祖父母等がお子さんを扶養していると認められる場合には、祖父母等にも書類を提出いただくことがあります。
- ※ 算定に必要な課税資料が揃わない場合は、最高額で仮決定します。

保護者の状況	提出書類
令和7年1月1日時点の 住民登録が南丹市の方	提出不要 ※市民税が未申告の方は判定が行えません。必ず申告をしてください。（配偶者控除の対象者は不要）
生活保護受給中の方	生活保護受給証明書または生活保護受給者証のコピー
令和7年1月1日時点の 住民登録が他市町村の方	提出不要 ※マイナンバーによる情報連携で課税状況を照会します。 ※照会して課税状況が確認できない場合は、後日連絡をしますので、 <u>次の書類を添付してください。</u> 【すべての保護者分】（配偶者控除の対象者は不要） ○給与所得のみの方（給与から市市民税が天引されている方） …令和7年度市市民税の特別徴収税額通知書 ○自営業・個人納付の方 …令和7年度市市民税納税通知書（表紙・税額・明細部分のコピー） ○海外勤務の方 …海外に居住しており市市民税情報のない方は、海外勤務期間中の所得額等を、市市民税相当額として算定し保育料等を算定します。 ○上記以外の方・紛失した方 …令和7年度市町村民税課税証明書、もしくは非課税証明書（令和7年1月1日時点の住民登録地発行）

◆ 注意事項

《提出時の注意事項》

- ！ 必要書類は、所定の期日までに必ず提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等に反映されないことがあります。場合によっては、申請却下または、利用調整において減点の対象となることがあります。
- ！ 提出書類の内容に虚偽があった場合、決定等を取り消すことがあります。

《申請後の注意事項》

- ！ 利用の必要がなくなった場合には、必ず幼児教育・保育推進課に連絡の上、「取下げ書」を提出してください。
- ！ 世帯状況（子どもや保護者の氏名や住所、世帯員の増減、保護者の転職、離職等）の変更があった場合は、必ず幼児教育・保育推進課に連絡の上、必要書類を提出してください。

3. 利用調整について

利用を希望する申込者数が定員を超えた場合は、各世帯の状況（保育の必要性の事由、保護者の状況等）を指数（ポイント）化し、利用者を選考します。面接を行う場合もありますので、その際はご連絡します。

- ・月の就労時間数や保育の必要理由により調整指数が変動します。
- ・ひとり親世帯や保護者が保育士、幼稚園教諭等として就労する場合等は基本指数に加算する優先指数を設定しています。

- ・こどもを預けることができる祖父母等がいらっしゃる方や、きょうだい教育のみで幼稚園を利用されている場合等は基本指数を減算する調整指数を設定しています。
- ・それぞれのご家庭の保育が必要な理由を給付認定申請書に詳しく記入ください。

4. 保育施設の開設について

(1) 休所について

休所日は、日曜、祝日、振替休日、年末年始等です。

気象警報、特別警報の発表、突発的な災害により安全な保育が実施できないと判断した場合は、臨時休所する場合があります。

(2) ならし保育について

保育所での生活に慣れるため、初めての利用時に1週間程度のならし保育期間があります。休日及び欠席を除き、計6日間実施します。

4月のならし保育は入所式の翌日からスタートします。4月1日から入所式の間に利用希望がある方は入所の決定後に園へご相談ください。

※ 保育所入所を機に就業または復職する場合、就業または復職する前にならし保育をすることが可能です。ただし、年度をまたいだ利用はできません。

※ ならし保育から保育料は必要です。

〔標準日程〕 初日・2日目 10時まで 3日・4日目 12時まで 5日・6日目 16時まで

(参考) 令和8年度市立保育所の4月からの通常入所の場合

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6 入所式	7 ならし1日目 ~10:00	8 2日目 ~10:00	9 3日目 ~12:00	10 4日目 ~12:00	11
12	13 5日目 ~16:00	14 6日目 ~16:00	15 通常・延長 保育開始	16	17	18

※ 正式日程は入所決定後に各施設から案内されます。

※ 4月途中入所・5月以降の入所は、保育の必要な日の6日前よりならし保育開始です。

(3) 延長保育について

保護者のやむを得ない事情により、認定された保育必要量(時間)を超えて保育が必要となる場合に、延長保育を利用することができます。

申し込みは、入所決定後に通所する施設にて行います。

延長保育料につきましては、6ページをご覧ください。

5. 保育料について

保育料・副食費は、市立保育所・認定こども園、南丹のぞみ園ともに、南丹市保育所保育料等徴収金基準額表にて市が決定します。

(1) 保育料の算定（3歳未満児 ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

保育料（利用者負担額）は、こどもの年齢と、所得に応じた**保護者の市町村民税所得割額**によって決定されます。保育料算定の基準額は、こどもの保護者（父母もしくは父母以外の扶養義務者の方）の市町村民税の所得割額の合算額となります。

算定の基準となる市民税の期間は、以下の図の通りです。

算定した保育料は、入所後に通知されます。保育料の金額と減免制度については、後ろの資料をご参照ください。（⇒22ページ）

算定後に所得更正があった場合は、速やかに連絡をお願いします。記載事項変更届提出の翌月分から更正後の課税情報で算定を行います。

令和8年									令和9年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「令和7年度」市民税 (令和6年1月1日～12月31日までの所得)					「令和8年度」市民税 (令和7年1月1日～12月31日までの所得)						

※ 算定に必要な課税資料が揃わない場合は、最高額で仮決定します。

(2) 副食費について（3歳以上児 ※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から）

3歳以上児は、幼児教育・保育の無償化のため、保育料（利用者負担額）は0円となっていますが、副食費が必要となります。副食費の金額と免除条件については、後ろの資料をご参照ください。（⇒22ページ）

(3) 納付方法

市立保育所の利用が決まった方

- ・納付方法は、**原則、口座振替**です。
- ・利用が決まりましたら口座振替の方法等の案内を行いますので、手続きをお願いします。
- ・申請保護者名義の口座を準備ください。

〔口座振替のできる金融機関〕

京都銀行、京都信用金庫、京都農業協同組合、京都中央信用金庫、りそな銀行、ゆうちょ銀行

南丹のぞみ園の利用が決まった方

- ・園から手続き方法のお知らせをします。（3～5歳児は主食費月3,000円を徴収します。）

保育料は期限内に納付してください。

保育施設の運営には、お子さんの健康と安全を守るため、給食費や人件費等多くの経費が必要です。南丹市では国の定める基準より保育料を低額に設定し、保護者の負担軽減を図っています。保護者から納付いただく保育料が重要な財源となりますので、期限内の納付にご協力ください。

※ 納期限を過ぎると延滞金が発生します。また、督促後にも納められない場合は、給与等の差し押さえを行うことがあります。



6. 病児保育について

利用対象は、入所しているこどもです。利用方法は、入所後にお知らせします。

■ 名 称	亀岡市・南丹市・京丹波町病児保育室「ひまわり」
■ 開 設 場 所	京都中部総合医療センター
■ 開 設 日	月曜から金曜までの平日
■ 開 設 時 間	午前8時00分から午後5時30分
■ 利 用 料 金	1日 2,500 円 半日（5時間以内）1,500 円 ※ 別途、昼食代が必要です。

7. 保育所を利用していないこどもを対象とした事業（一時保育）

利用対象は、保育所等の利用をしていないこどもです。

保護者の方の仕事や病気等により保育を必要とする場合は、断続的（週3日以内）に、育児負担の軽減等のために保育を必要とする場合は、緊急・一時的（2週間以内）に預かります。

※ 保育所ごとに実施内容が異なります。

※ 利用を希望する場合は、人員等の調整が必要ですので、お早めに各保育所等へお問い合わせください。

■ 市立保育所等

実施保育所	種別	対象年齢・利用時間	利用料
八木中央保育所	継続的に行う預かり （週3日以内）	一時保育開始日現在で 満1歳から就学前まで	※年齢区分については、 利用年度の4月1日現在の 年齢を適用します。 ●3歳未満児 1日あたり 1,800 円 半日あたり 1,000 円
	緊急・一時的な預かり （2週間以内）	（月曜～金曜） 8時30分～16時30分 ※断続的に行う預かりの場合は、 延長保育の利用可（料金別）	
園部保育所 城南保育所 八木東保育所 ひよしこども園 胡麻保育所 みやまこども園	緊急・一時的な預かり （2週間以内）	当該年度の4月1日現在で 満1歳から就学前まで （月曜～金曜） 8時30分～16時30分	●3歳以上児 1日あたり 1,500 円 半日あたり 800 円

■ 南丹のぞみ園

満1歳6か月以降のこどもを対象に実施します。詳細は園へお問い合わせください。

8. 他市町村の施設利用を希望される場合（広域入所）

事情により、南丹市外の施設への利用を希望される場合も、利用申し込みは南丹市に提出してください。利用申し込みを受けた後、利用申込先の市町村と協議を行います。

※ 利用申し込み先の市町村の承諾がなければ利用できません。

■ 実施基準（以下のいずれかに当てはまること）

- ① 保護者の勤務状況により、南丹市内の保育所ではこどもの送迎に無理が生じる場合
- ② 利用申込先の市町村に祖父母等の家族が所在し、その家族の援助を必要とする場合
- ③ 自宅が行政境にあり、隣接市町村の保育所を希望する場合

9. 市立認定こども園の1号認定利用について

ひよしこども園、みやまこども園は3・4・5歳児に5人定員で教育のみ希望する1号認定での利用が可能です。利用時間は午前9時から午後2時までで保育利用の園児と一緒に過ごします。希望される方は、幼児教育・保育推進課または各こども園へお問い合わせください。年度の途中で変更することも可能です。

10. 就学前教育・保育施設の再編について

南丹市では、公立の保育所と幼稚園の再編および認定こども園化を予定しています。再編等に伴い利用を開始されてから就学までの間に、施設の異動や職員体制が変更となる可能性があります。保護者の皆様には都度お知らせしていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- ① 園部保育所と園部幼稚園を再編し、園部幼稚園の施設を活用した幼保連携型認定こども園の開設を計画しています。これには、園部幼稚園の改修工事が必要になりますが、次年度以降において工事を実施する場合、工事期間中の施設利用が難しいことが予想され、園部幼稚園の園児を園部保育所で受入れて保育を行う検討をしています。
- ② 八木中央幼児学園は、幼稚園機能と保育所機能を短時部と長時間部として同一施設内で運営していますが、幼保連携型認定こども園とし運営していく検討をしています。また、八木東幼児学園はその分園と位置づけ、低年齢児を中心に受け入れていく検討をしています。ただし、何れも時期は未定です。

11. 育児休業給付金の手続きについて

2025 年 4 月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わりました。南丹市においては京都労働局の通知（令和 6 年 8 月 1 日付京労安発 0801 第 12 号）に基づいて手続きを行います。詳しくは 15 ページからのリーフレットをご覧ください。

※ハローワークやお勤め先での育児休業給付金の支給対象期間延長手続きに、保育所等入所申込書一式の写しが必要です。南丹市へご提出の前に必要部数をコピーしておいてください。

※南丹市では育児休業給付金の支給期間延長の可否について責任は負えませんので、ご了承ください。育児休業延長に関する各種手続きについては、事前にハローワークや就労先にご確認いただいた上で、ご判断ください。

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

2025年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

改正のポイント

これまで	保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。
2025年 4月から	これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。



2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります**。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**

育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日前まで（再延長で2歳に達する日前まで）支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。制度を適切に運用するため、**2025年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、必ず以下の書類を提出していただきますようお願いします。**

必要な書類

子が1歳に達する日（*）または1歳6か月に達する日が2025年4月1日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、必ず次の書類を、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付してください。

* ババ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

●育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

申告書の様式はこちら



●市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

- ✓ 申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。
- ✓ 申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
- ✓ 申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。
- ✓ 提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

●市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

詳しい要件は裏面をご覧ください



厚生労働省

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

（裏面へ）

LL060701保01

育児休業給付金の支給対象期間延長要件 ※1～3すべてを満たす必要があります

1. あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること

- ✓ 入所申込年月日が子が1歳に達する日（＊）までの日付となっていることが必要です。
- ✓ 単に申し込みを失念していた場合や、入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申し込みを行わなかった場合は、延長は認められません。
- ✓ 子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けられない場合は、申告書の理由欄にその旨を記載した上で、必要な書類※を添付してください。 ※障害者手帳（写し）、特別児童扶養手当証書（写し）、医師の診断書等のいずれか

2. 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること ※①～③すべてを満たす必要があります

- ① 原則として子が1歳に達する日（＊）の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。
- ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由※なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと
※「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。
 - a. 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。）
 - b. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合
 - c. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日（曜日）では職場復帰後の勤務時間または勤務日（曜日）に対応できない場合
 - d. 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申し込み不可となっている場合（医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です）
 - e. その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、30分未満で通える保育所等がいずれも過去3年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合も「合理的な理由」として認められます。
- ③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと

※入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

3. 子が1歳に達する日（＊）の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

- ✓ 子が1歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日が子が1歳に達する日（＊）の翌日の2か月前（4月入所申し込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている市区町村の通知書※を添付してください。 ※入所保留通知書や入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。
- ✓ やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかった場合を指します。

＊ パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注1）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

（注2）1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（＊）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

**保育所等に入所できない場合の育児休業給付金の支給対象期間延長について
～2025年4月以後に延長の可能性がある方向けの留意点です～**

- 2025年4月以後に育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、保育所等への入所ができなかっただけでは延長は認められません。速やかな職場復帰のために保育利用を申し込んでいたことについてハローワークの確認を受ける必要があります。
- 必要書類は、①育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書、②市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し、③市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（詳細は裏面）の3点です。
- 市区町村に申し込みを行った日付や入所希望日については、次の要件を満たしている必要があります。

1. 市区町村への保育所等の入所申し込みは、子が1歳に達する日（*）までに行っていること
2. 入所希望日を、子が1歳に達する日（*）の翌日以前の日付として入所申し込みを行っていること

（注）1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（*）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

- 市区町村の申込期限に間に合わなかったために、要件を満たす入所申し込みができなかった場合は、延長の対象とはなりません。



保育所等の入所申し込みの受付期間（締め切り）は市区町村により様々です。お子さんが生まれたら市区町村のホームページやお知らせなどで、申し込み受け付けのスケジュールを必ずご確認ください。特に、4月入所の申し込み受付期間は他の月よりもかなり早い場合が多いので、ご注意ください。

- 市区町村に入所可能か問い合わせただけでは支給対象期間の延長の対象とはなりません。申込期限までに入所の申し込みを行うことが必要です。ただし、次の例外があります。

例外①

子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けられない場合は、申し込みを行えなかった理由を申告書に記載し、障害者手帳、医師の診断書等を添付すれば、延長が認められる場合があります。

例外②

お住まいの市区町村で、子が1歳に達する日（*）の翌日を含む月の入所を対象とした募集がなく、入所申し込みの受け付けができないとされた場合は、1歳に達する日（*）の翌日の2か月後までの日を入所希望日として入所申し込みを行えば、延長が認められる場合があります。なお、この例外は1歳6か月に達する日後の延長時には認められません。

例）令和7年2月1日生まれの子について、居住する市区町村では令和8年2月及び3月入所の募集がなく、令和8年4月1日を入所希望日として申し込みを行った場合

⇒ 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄に理由を記載し、次の書類を添付してください。

- ・募集がない旨が記載された市区町村のリーフレット等の写し
- ・入所申込書の写し
- ・市区町村が発行した選考結果がわかる書類（入所保留通知書又は内定通知書）

※ 年に1回、一定の期間しか申し込みの機会がない場合など、子が1歳に達する日（*）の翌日から2か月後の日までを入所希望日として申し込むことができない場合は、ハローワークにご相談ください。

* パパ・ママ育休プラス制度により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日。

（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。



厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ ハローワーク

（裏面へ）

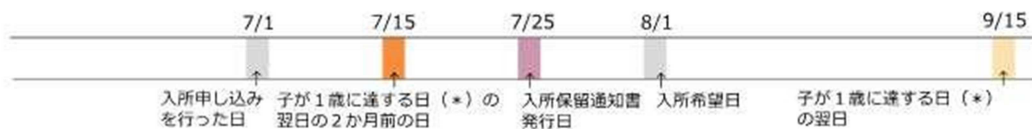
LL060701保02

市区町村が発行する保育所等が利用できない旨の通知

- 市区町村に保育の利用を申し込んだものの、子が1歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことが延長の要件となります。
- 保育が実施されないことの確認は、「市区町村が発行した保育所等の入所保留通知書など、保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知」で行います。
- 子が1歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、市区町村が発行する通知は、以下のいずれか1通を提出してください。
 - ・ 発行年月日の子が1歳に達する日（＊）の翌日の2か月前（4月入所申し込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている入所保留通知書等
 - ・ 発行年月日が上記期限より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな通知が発行されない場合は、育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄にその旨を記載の上、直近の入所保留通知書等（子が1歳に達する日（＊）の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。）

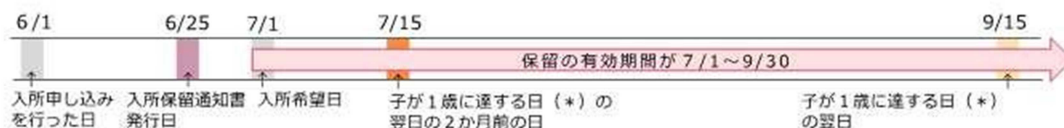
■ 子が1歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できる入所保留通知書の例

例①：子が1歳に達する日（＊）の翌日の2か月前の日以後に入所保留通知書が発行されている場合



※ この例の場合、7月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。

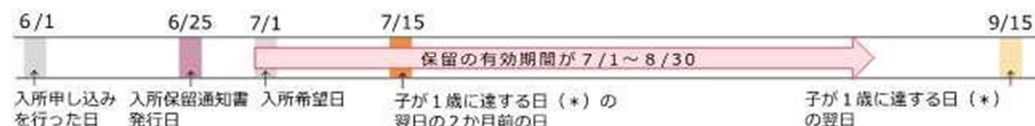
例②：子が1歳に達する日（＊）の翌日の2か月前の日以前に入所保留通知書が発行されているが、保留の有効期間に子が1歳に達する日（＊）の翌日が含まれている場合



※ この例の場合、市区町村から新たな入所保留通知書が発行されない場合は、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。（市区町村から新たな入所保留通知書が発行される場合は、最新の入所保留通知書を提出してください。）

■ 子が1歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できない入所保留通知書の例

例③：子が1歳に達する日（＊）の翌日の2か月前の日以前に入所保留通知書が発行されており、保留の有効期間に子が1歳に達する日（＊）の翌日が含まれていない場合



※ この場合、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となりません。
⇒延長の要件を満たすためには、8月または9月の入所を申し込み必要があります。

* パパ・ママ育児休業制度により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注1）「子が1歳に達する日の翌日」とは「子の1歳の誕生日」のことです。

（注2）1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（＊）の翌日」を「子が1歳6か月に達する日の翌日」と読み替えてください。

LL060701保02

保育所入所手続き Q&A

Q1 認定が受けられない場合がありますか？

- ・2号、3号認定については、就労時間等により保育を必要とする事由に該当しない場合は、受けられないことがあります。

Q2 保育利用時間の認定は変更できますか？

- ・就労時間等の要件を満たしていれば保育短時間認定から標準時間認定へ変更可能です。就労証明書等の必要書類と記載事項変更届を提出ください。申請された翌月から変更です。

Q3 今は仕事をしていませんが、働き始めたいです。申し込みはできますか？

- ・求職の事由で申し込みはできます。ただし利用の承諾期間は3か月です。その期間に就労先を見つけていただき、就労証明書等で確認できた場合は、継続利用が可能です。

Q4 これから出産予定のこどもを申し込みたいです。どうしたらいいですか？

- ・提出書類の生年月日には出産予定日を記入し、母子健康手帳のコピー（表紙、分娩予定日記載のページ）を添付して、お申し込みください。出産後、利用開始日などに変更があった場合は、幼児教育・保育推進課にご相談ください。

Q5 育児休業中でも利用できますか？

- ・育児休業中の新規利用はできません。育児休業の終了翌日からの利用希望でお申し込みください。

Q6 就労での利用中に育児休業することになりました。利用中のこどもは退所ですか？

条件により継続しての利用が可能です。下記の表をご参照ください。

休業期間と復帰時期	利用中のこどもの年齢		継続利用の可否
1年以内に復帰	すべてのこども		利用可能
1年を超えて復帰	0～2歳児		出生したこどもが、1歳を迎える前日の属する月末まで利用可能
	園部・八木地域の保育所	3歳児	出生したこどもが、 ・9月までに1歳の誕生日を迎える場合 …9月末まで利用可能 ・10月以降に1歳の誕生日を迎える場合 …3月末まで利用可能
		4～5歳児	利用可能
	日吉・美山地域の保育所	3～5歳児	利用可能 ひよしこども園、みやまこども園は教育のみ利用する 1号認定へ変更可能

※ 生まれたお子さんの育児休業が終了する予定日で、保育所利用申請をし、保留となった場合は、既に利用中のお子さんについて一定期間の継続利用が可能です。

Q7 祖父母が同居していても保育所の申し込みはできますか？

- ・申し込みは可能ですが、64歳以下の祖父母については就労証明書等の書類を提出してください。

Q8 母親が出産のため産前産後の期間だけ入所しましたが、引き続き利用できますか？

- ・既定の期間が過ぎると入所要件がなくなりますので利用できません。

Q9 仕事を辞めました。保育所は退所しなくてはいいませんか？

- ・仕事を辞められ、その他に保育所利用の要件がない場合は、退所となります。ただし次の仕事を探すという場合は求職を事由に3か月の継続利用は可能です。

Q10 南丹市以外の市町村に居住していますが、南丹市内の保育所を利用できますか？

- ・南丹市内の保育所を利用できるのは、南丹市に居住し住民登録されていることもです。申し込み時には他市町村に住民登録されていても、利用までに転入予定の場合は申し込みを受付します。

Q11 離婚等によりひとり親家庭になりましたが、保育料はかわりますか？

- ・離婚や婚姻、転居等の理由により申請時と家庭の状況に変更があった場合は、すみやかに保育所または幼児教育・保育推進課で手続きをしてください。申請の内容によって、保育料が変更になる場合があります。保育料の変更は申請された翌月分から反映します。

Q12 転職して仕事が変わりました。届出は必要ですか？

- ・就労証明書を新たに提出してください。
- ・転職していなくても、就労の時間や場所等に変更がある場合は再度提出をお願いします。

Q13 農業従事者ですが、客観的に証明のできる添付書類が用意できません。

- ・就労証明書の左上に、下記の----枠内を参考に手書きで文字を記入の上、農業委員または農地利用最適化推進委員の記名により、証明を受けてください。（下線部に各項目を記載してもらってください。）

就労証明書		南丹市長 宛		証明日 西暦 年 月 日		事業所名		代表者名		所在地		電話番号		担当者名		記載者連絡先	
農業委員・農地利用最適化推進委員証明 証明日 年 月 日 住 所 氏 名 電話番号																	
下記の内容について、事実であることを証明いたします。 ※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。																	
No.	項目	記載欄															
		農業・林業・漁業・鉱業・採石業・砂利採取業・建設業・製造業・電気・ガス・熱供給・水道業															

Q14 一定期間保育所を休むことは可能ですか？

- ・月単位で休むことが可能です。お休みされる前月末までに保育所または幼児教育・保育推進課に「期間退所届」を提出してください。お休みされた月の保育料等は免除となります。日割り計算はできませんので、月途中からの休みや、月途中までの休みの場合は1か月分の保育料等のお支払いが必要です。

私立認定こども園について

Q14 私立認定こども園を希望する場合の手続きは

- ・保育を希望される場合は、まず幼児教育・保育推進課へ入園に必要な書類を提出してください。その後、利用調整を行ったうえで利用する私立園と契約をしていただきます。

Q15 入園の選考はどのように行われますか？

- ・私立認定こども園の保育利用を希望される場合は、保育の必要の程度を勘案し、市が利用調整を行います。

Q16 私立認定こども園の保育料はどのように決まりますか？

- ・市が保護者の市民税所得割額等から算定し決定しますが、納付は私立園に直接していただくことになります。市立保育所と同じ基準額表を用いて算定します。

(資料)

●南丹市保育所保育料等徴収金基準額表

2号認定(3歳以上児 ※満3歳に達する日の翌以後の最初の4月1日から)			
保育料徴収金基準額(月額)	0円※1	副食費	4,500円※2

※1 3歳以上児は、幼児教育・保育の無償化のため、0円となっています。
3歳以上児より副食費が必要になります。副食費は、日割りはありません。

※2 次の場合、副食費は免除です。

- ① 年収360万円未満相当(市民税57,700円未満)の世帯のこども
- ② 全所得階層の第3子以降のこども(多子の数え方には条件があります。)
・市民税所得割57,700円以上～169,000円未満：満18歳未満(※)のこどもから数えて、3人目以降のこども(※18歳に達する以降最初の3月31日までの間を含む。)
・市民税所得割169,000円以上～ 就学前児童の範囲で、上から3人目以降のこども

3号認定(3歳未満児 ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで)				
各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		保育料徴収金基準額(月額)		国・京都府の減免制度により 適用される内容
階層区分	定義	保育標準時間 保育料	保育短時間 保育料	
A	生活保護世帯	0円	0円	-
B	市民税非課税世帯	0円	0円	-
C1	市民税所得割非課税世帯	8,000円	7,800円	第2子半額 第3子以降無料
C2	市民税所得割の金額	8,000円未満	10,000円	
C3		8,000円以上48,600円未満	11,000円	
D1		48,600円以上52,700円未満	12,600円	
D2		52,700円以上56,400円未満	14,000円	
D3		56,400円以上64,300円未満	18,000円	
D4		64,300円以上75,200円未満	24,500円	
D5		75,200円以上97,000円未満	29,600円	
D6		97,000円以上112,200円未満	32,500円	
D7		112,200円以上147,000円未満	36,000円	
D8		147,000円以上169,000円未満	39,000円	第2子半額 *同一世帯内において2人の児童が入所している場合
D9		169,000円以上211,100円未満	41,000円	
D10		211,100円以上264,500円未満	43,000円	
D11		264,500円以上301,000円未満	45,000円	
D12		301,000円以上	46,000円	

※ 多子カウントの対象…保護者と生計を一にしていることが条件です。必ずしも同居を必要とはしていません。
※ 3歳未満児の給食副食費は、保育料の中に含まれます。

(資料)

●南丹市保育所〈ひとり親世帯、障がい児（者）のいる世帯〉保育料徴収金基準額表

3号認定（3歳未満児 ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで）			
階層区分 (定義は前の表を参照)	保育料徴収金基準額（月額）		国・京都府の 減免制度により 適用される内容
	保育標準時間保育料	保育短時間保育料	
B	0円	0円	第2子 以降無料
C1	4,000円	3,900円	
C2	5,000円	4,900円	
C3	5,500円	5,400円	
D1	6,300円	6,150円	
D2	7,000円	6,850円	
D3	9,000円	8,800円	
D4	9,000円	9,000円	
D5 (77,101円未満)	9,000円	9,000円	

※ D5階層の一部（世帯の市民税所得割課税額が77,101円以上）を超える世帯は、
「南丹市保育所保育料徴収金基準額表」を適用します。

【その他の減免制度】

在宅障がい児（者）のいる世帯で、D5階層の一部（世帯の市民税所得割課税額が77,101円以上）からD12階層の世帯における保育料については、「南丹市保育所保育料徴収金基準額表」に定める保育料徴収金基準額の1/2になる場合があります。

～下記に該当する世帯については、保育料の負担軽減があります～

- (1) 生活保護等世帯 (2) ひとり親世帯 (3) 在宅障がい児（者）のいる世帯
(4) 第3子以降の通所児童がいる世帯

※ (3)の方は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養
手当の証書の写しを添付が必要です。



☆ 保育所等の利用について、わからないことがあればお気軽に幼児教育・保育推進課までお問合せください。

■ 南丹市教育委員会 こども家庭センター 幼児教育・保育推進課
〒622-8651 南丹市園部町小桜町 47 番地（中央庁舎 2 階）
TEL 0771-68-0017/FAX 0771-68-1166